

4 投票日当日の投票所

投票日当日の投票所は、町内13カ所に設置します。

なお、投票日当日の投票所は、9月18日(木)現在の住民票の住所に基づき設定しています。投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所以外での投票はできません。また、投票日当日の投票時間は、午前7時から午後6時まで(2時間繰上げて閉鎖)です。ご注意ください。

投票区及び投票日当日の投票所一覧

投票区	投票区の区域(行政区名)	投票所施設
南三陸町第1	荒町上、荒町下、西戸、宇津野、沖田、水戸辺、波伝谷上、波伝谷下、津の宮	戸倉公民館多目的室
南三陸町第2	滝浜、藤浜、長清水、寺浜	長清水地区集会所
南三陸町第3	林、大久保、保呂毛、八幡町、五日町、十日町、志津川中央、中央、一区	志津川小学校体育館小ホール
南三陸町第4	田尻畑、西ヶ丘、旭ヶ丘、小森、双苗	町営志津川西復興住宅第1集会所
南三陸町第5	大森、新井田、沼田、東ヶ丘、天王山中央、天王山、沼田東、袖浜	南三陸町役場マチドマ
南三陸町第6	平西、平東、荒西、荒東	荒砥コミュニティセンター
南三陸町第7	大上坊、清水、細浦、西田	清水地区集会所
南三陸町第8	二区、板林、三区、四区、五区、六区、七区	入谷小学校体育館
南三陸町第9	八区、九区、十区	林際生活センター
南三陸町第10	弘川、上沢、樋の口、中在、石泉	活性化センターいずみ
南三陸町第11	葦の浜、寄木、伊里前上、伊里前下、館浜	歌津総合支所検診室
南三陸町第12	泊浜、馬場、中山、名足、石浜	名足こども園
南三陸町第13	田の浦、港	港親義会館

5 期日前投票

期日前投票制度は、投票日当日に仕事や旅行などの理由で投票所に行くことができない人が投票できる制度です。

期日前投票所は、町内2カ所に設置します。期日前投票の際は、混雑防止のため、投票所入場券裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項をご記入の上、お越しください。

なお、各期日前投票所の設置期間・開設時間中であれば、どちらの期日前投票所でも投票を行うことができます。

※新有権者の皆様へご注意いただきたいこと

期日前投票は、期日前投票を行う日において満18歳以上であることが条件となります。

そのため、誕生日の前々日までは「不在者投票」という方法により投票していただくこととなります。

この「不在者投票」の受付は、南三陸町役場マチドマ(志津川期日前投票所)のみとなっていますので、ご注意ください。

期日前投票所一覧

投票所施設	期日前投票所の設置期間	開設時間
南三陸町役場 マチドマ	10月10日(金)～ 10月25日(土)	午前8時30分～ 午後8時
歌津総合支所 検診室	10月22日(水)～ 10月25日(土)	

※期日前投票を行うことができるのは、宮城県知事選挙は10月10日(金)から10月25日(土)まで、南三陸町長選挙・南三陸町議会議員一般選挙は10月22日(水)から10月25日(土)までとなります。

6 不在者投票

遠隔地で働いているなど、期日前投票所や投票日当日の投票所で投票することができない場合は、滞在する市区町村の選挙管理委員会に不在者投票を行うことができます。この不在者投票を行う場合は、南三陸町選挙管理委員会からあらかじめ投票用紙その他の交付を受ける必要があるため、郵送などに日数を要します。不在者投票を希望される場合は、お早めにお問い合わせください。

また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票を行うことができます。詳しくは、各施設にご確認ください。

7 選挙人名簿登録証明書

船員の人で、洋上投票の際に用いる「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている人は、帰港中などにより不在者投票、期日前投票、投票日当日の投票所で投票を行う場合であっても、選挙人名簿登録証明書の提示が必要となりますので、ご注意ください。

選挙における大切なルール

期日前投票所を含む投票所において、正当な理由なく投票に干渉すること(投票干渉)や、他人になりすまして投票しようとする(詐偽投票)は、公職選挙法違反として処罰の対象となります。これらの違反は、候補者や選挙事務所関係者だけでなく、何人でも適用されます。

投票に干渉することは、たとえ家族であっても処罰されます。「知らなかった」ではすまされない大切なルールになりますので、気を付けましょう。

～届けよう 君の想いを 未来へと～

宮城県知事選挙 並びに 南三陸町長選挙 及び 南三陸町議会議員一般選挙

投票日 **10月26日(日)**

投票時間 **午前7時～午後6時**

任期満了に伴い、宮城県知事選挙は10月9日(木)に、南三陸町長選挙および南三陸町議会議員一般選挙は10月21日(火)にそれぞれ告示され、10月26日(日)に、同時に執行されます。



1 南三陸町で投票できる人

次の要件のすべてを満たす人は、今回の選挙を南三陸町で投票できます。

- ①日本国籍を有している人
- ②平成19年10月27日以前に出生している人
- ③次の表の○に該当する人



	住民異動などの状況	県知事選挙	町長選挙・ 町議会議員 一般選挙
転入	令和7年7月8日以前に本町に転入届出をして、引き続き3か月以上住所を有している	○	○
	令和7年7月9日から令和7年7月20日までに本町に転入届出をして、引き続き3か月以上住所を有している	○ (※1)	○
	令和7年7月21日以降に本町に転入届出をしている	× (※2)	×
転出	宮城県外へ転出している	×	×
	南三陸町の選挙人名簿に登録されており、宮城県内の他の市町村への転出後4か月を経過していない(他の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合に限る)	○ (※3)	×

(※1) これに該当する方が宮城県知事選挙の期日前投票を行うことができるのは、10月20日(月)以降です。

(※2) 前住所が宮城県内である場合は、前住所地で宮城県知事選挙の投票を行うことができる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(※3) 6月9日以降に宮城県内の市町村に転出(住民票を異動)された方で、南三陸町の選挙人名簿に登録されている方は、投票の際に市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示又は引き続き県内に住所を有することの確認を受けることが必要となります。

④選挙権を有しない者についての要件に該当しない人

2 投票所入場券

「南三陸町で投票できる人」に対しては、投票所入場券を世帯ごと封書により郵送します。

投票所入場券は、宮城県知事選挙に係るもの1枚、南三陸町長選挙・南三陸町議会議員一般選挙に係るもの1枚について、それぞれの選挙の告示日頃に配達されるよう発送します。投票の際は、投票所入場券に記載された投票所に、投票所入場券をお持ちになってお越しください。

なお、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合には、南三陸町選挙管理委員会事務局までお問合せください。

3 選挙公報

宮城県知事選挙並びに南三陸町長選挙及び南三陸町議会議員一般選挙の各選挙公報については、10月22日(水)以降に、行政区長さんを通じるなどして配布する予定です。